

## 犯罪被害者等の少年審判への関与等を含む法制審要綱についての会長声明

法制審議会少年法部会は、平成20年1月25日、少年法「改正」要綱を採択したが、同要綱には、少年法の理念と目的に照らし重大な問題があることから、その法案化に強く反対するものである。

第1に、同要綱は、被害者等による傍聴を許す家庭裁判所の判断基準を「少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき」としている。しかしながら、このような判断基準では、裁判所の運用次第では、少年審判が刑事裁判的な運用になり、その結果、少年が萎縮し正直に発言することが困難になり、少年審判の教育的・福祉的機能が損なわれるおそれが高い。

現行制度のもとにおいても、少年審判規則第29条に基づき、裁判所が認める範囲で審判への在席が認められる場合があり、同運用で足りるものであって、上記のような被害者の傍聴を許す制度の創設は行うべきではない。

第2に、同要綱は、閲覧・謄写の対象範囲を、法律記録の少年の身上経歴などに広げる余地を残している。しかしながら、少年の身上経歴等のプライバシーに関する部分については、少年の更生を阻害するおそれがあるから、閲覧・謄写の対象範囲から明確に除外すべきである。

被害者等の権利保障のために今なすべきことは、各関係機関が被害者等に対し、2000年少年法「改正」で導入された、被害者等による記録の閲覧・謄写（少年法5条の2）、被害者等の意見聴取（少年法9条の2）、審判の結果通知（少年法31条の2）の各規定の存在をさらに丁寧に知らせ、これを被害者等が活用することができる支援体制を整備することであり、犯罪被害者に対する早期の経済的、精神的支援の制度を拡充することである。

以上のとおり、同要綱のうち、上記2点については、少年法の理念と目的に照らし重大な問題があることから、その法案化に強く反対するものである。

平成20年3月31日

山形県弁護士会

会長 遠藤 涼 一